

●香川県選挙管理委員会告示第65号

令和4年8月28日に香川県知事選挙が執行されることに伴い、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第3項の規定により同日行われることとなる香川県議会議員補欠選挙（高松市選挙区、坂出市選挙区、善通寺市選挙区及び観音寺市選挙区）は、同法第119条第1項の規定により、香川県知事選挙と同時に行うものとする。

令和4年8月19日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人